

大学入学者選抜協議会

大学入学者選抜における試験運営に関するワーキンググループ

(第2回)

令和4年5月10日

【安井主査】 それでは、先生方、こんにちは。所定の時刻になりましたので、ただいまから「大学入学者選抜における試験運営に関するワーキンググループ」第2回を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題は、前回に引き続きまして「大学入学者選抜における不正防止・安全対策について」となっております。

まずは、事務局のほうから資料等について説明をお願いしたいと思います。

【平野大学入試室長】 失礼いたします。大学入試室長でございます。

それでは、まず初めに、本日の資料について確認をさせていただきます。

議事次第に記載のとおりでございます。資料の1から資料の2-1, 2-2, 3, 4, 5と参考資料を2種類つけてございます。御確認のほどお願いいたします。

本日は、ウェブ会議方式での開催でございます。御発言の際には「挙手」ボタンを押していただき、指名された後に御発言をいただきますようお願いいたします。また、聞き取りやすい御発言、資料参照の際の該当ページのお示し、ハウリング等を避けるため、指名後のミュート解除、発言後にミュートに戻すなど、円滑な会議運営に御協力をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

【安井主査】 ありがとうございます。それでは、議題に入らせていただきたいと思います。

まず、事務局から、不正行為の防止対策に当たっての基本的な考え方につきまして、改めて説明をお願いします。

【平野大学入試室長】 失礼いたします。資料1を御覧ください。

大学入学者選抜における不正行為の防止対策を検討する上での基本的な考え方ということで、前回、御説明したとおりでございますけれども、いろいろな方策を考える上での言

わばフィロソフィーとしてお示しをしているものでございます。

資料1の2枚目に、前回からの会議の見え消し版というのをつけてございます。前回、おむねこの内容で御意見なかったと認識してございますので、いわゆる（案）を取って、どうかといったような疑問形になっていたところというものを言い切りにしたということでございます。

このような考え方については、入学者選抜における公平性、公正性が確保できないと判断される事態が生じた場合には、必要に応じて考え方を修正するというものでございますけれども、今回の議論については、これをベースに御議論を進めていただきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

【安井主査】 ありがとうございます。続きまして、大学入試センターにおける検討状況について、御報告をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

【山口委員】 大学入試センター、山口でございます。

それでは、資料の2-1に基づきまして、御説明させていただきます。

前回も申し上げましたけれども、大学入試センターでは、大学入学共通テストにおける電子機器類を使用した不正行為の防止策を検討するために、実施方法部会というのがございますが、その下に、専門家を含めたワーキンググループを設置し、これまで4回開催し、議論を進めてまいりました。

[REDACTED]

[Redacted]

[Redacted]

それでは、具体的な中身について、資料に基づいて御説明いたします。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted]冒頭，補足させていただきましたように，いわゆる罰則の取扱いについては，この後，事業部長の奥田のほうから，資料2-2に基づいて御説明させていただきます。

【奥田事業部長】 事業部長の奥田でございます。私のほうからは現在，本センターで検討中の，大学入学共通テストにおいて不正行為をした場合の取扱いの検討状況につきまして，資料2により御説明させていただきます。なお，本資料につきましても，取扱い注意とさせていただきますので，御留意いただきますようお願いいたします。

[Redacted text block]

[REDACTED]

これら不正防止をした場合の取扱いにつきましては、当センターといたしまして引き続き検討を行い、先ほど、当センターの理事長から御説明いたしましたとおり、今月中に取りまとめを行う予定としているところでございます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上となります。

【山口委員】 以上で、大学入試センターからの説明を終わりにします。ありがとうございました。

【安井主査】 ありがとうございました。それでは、続きまして、大学入学者選抜における不正行為防止策につきまして、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

【平野大学入試室長】 文部科学省のほうから説明をさせていただきます。 [REDACTED]

[REDACTED]

問題というのはあるわけでありませう。

丸2番でございます。複数大学が共同実施する試験、共通テストなども当然含むわけでありませうけれども、この不正行為があった場合に希望する共同実施大学に行為者の氏名を連絡するというところでございませう。

これについては不利益な情報でありますので、同意を得ることは必要ですけれども、その募集要項等に記載している場合には、通知することが可能は可能なんだろうと。特に共通テストの場合ですと、事実上、一次選抜としてこれが機能している側面があるわけでありませうので、その二次選抜と一体のものということで、その二次選抜の大学というものがそれを知るといふことは、合理性があるという整理ではないかと思ひます。法的な整理は、そういうことでありませうけれども、それを本当に発動するかどうかといふことについては、また、別の議論があるわけでございます。

次のページをお願いします。

続きまして、先ほどの丸2番といふものについては、いわゆる共通テストで言へばセンターといふことでありませうけれども、その相手側の大学に情報を渡すといふことはどうかといふことですが、今度受け取った側の大学といふものが、その受け取ったものを基に出願を認めないことができるかどうかといふことでございませう。

これは、各大学と受験者との間の受験契約といふことによつて、そういった事実、不正行為の事実を合否判定で考慮することについては、同意を得ておけば許容される可能性が相当あるのではないかといふことでございませう。

一方で、米の1つ目、これは募集要項に記載するといふことをもつて足りるといふことなんです、米の2つ目、対象となる不正行為の内容といふのを必ずその中身に明示するといふこととともに、重大なものに限定することが必要じゃないかと。その不正行為の中身といふことに従つて、やはり出願を認めるか認めないかといふところは軽重をつける必要があるのではないかといふことでございませう。

丸4番、このように従来行われていないような丸1番から丸3番のような取組を強化する場合といふことでありませうけれども、この聴聞の機会等を新たに設定する必要があるかと。設けたほうが丁寧ではあるけれども、その行政処分そのものではないので、いわゆる行政手続法的な観点からは必須ではないと。

これは懸念点としては、慎重に行われているところでありませうが、聴聞などの機会を設けると合否判定に影響すると、スケジュール的に時間がかかると、ほかの受験生の合否判

定にも関わってしまうという懸念があるわけであります。

丸5番でございます。不正行為が行われた場合には、その業務が妨害されたとみなし、警察に被害届を提出する可能性を明示すると。これはいわゆる単なるテストの無効ということではなくて刑事事件に発展し得ることを明示すると。こういったことはどうかということについては、これは現に、既に過去に実例があるわけでありまして、こういったことが行われる可能性があるということを明示することをもって、本人の教育を受ける権利に影響を及ぼすものではないということで、可能ではないかということでございます。

このような形で丸1番から丸5番まで整理をさせていただきました。法的な観点から許容し得るもの、また、一方で、入試センターの業務の範囲から許容できないもの。このような仕分があるわけでありますが、受験生というものに与える影響、それは教育的配慮という部分も含めてということについては、先ほどのセンターの紹介していただいた議論というのを含めると、慎重に判断するということが考えられるということもあり得るのかなと思っておりますが、ここは御議論のポイントかと思っております。

それでは、資料のほうに移らせていただきます。

この議論というものを踏まえまして、資料の3でございます。大学入学者選抜実施要項に追加が必要と考えられる不正行為防止策ということで、文部科学本省のほうで考えているものということでございます。

なお、資料5のほうについて内容は重複しますので、改めて説明いたしませんけれども、大学入学者選抜実施要項の見直しイメージというものを示してございます。令和4年度の実施要項という部分については、不正という部分については、大体今日お示しした資料の中だと4行程度でさらっと書いてあるわけでありましてけれども、今から御説明する内容というものを書き出して、見直し案のところをしっかり書いていくと、このような形で大学の取組を促していくということを考えていくというものでございます。

資料の3に戻らせていただきます。

令和5年度、1ポツでありますけれども、大学入学者選抜実施要項に追加する不正行為防止対策として、まず、試験監督の観点でございます。

各大学が取り組むべき事項として、監督者が巡視を円滑に行うことができるよう、受験者の座席の配置など試験室の設定の工夫を行うこと。試験時間中は静謐な環境保持に十分留意しながら、試験室内の巡視を十分行うこと。巡視時に注意を要する観点、手の位置、受験生の目線等を踏まえ、監督者等に十分周知しておくこと。入試方法や受験者数など、

例えば、このPのついている部分、先ほどの部分に関わってきますが、当該大学の次年度の入学者選抜の出願を認めないことや、不正行為については、警察に被害届を提出する場
合があることの周知ということでございます。

後者のほう、不正行為について警察に被害届を提出する可能性があることというのは、こ
れは現実に行われていることでありますし、こういったことを受験生が目にするることによ
って、これは本当に自分のこれからの人生というものに重大な影響を及ぼしかねないとい
うことというのをしっかり考えていただく一つの抑止として機能するということが考えら
れるわけでございます。

前段のほうの、選抜の出願を認めないことについては、先ほど申し上げたような法的な
観点や、センターでの議論も含めた、いわゆる社会的な許容といったものも含め、また教
育的な配慮というものも含めて検討するということ、これは入れるか入れないかというこ
ろも含めての検討かと考えてございます。

2ポツでございます。

文部科学省や大学入試センターが、大学と協力しながら取り組む事項ということでござ
います。受験生への情報提供の充実ということでございます。高等学校等の理解と協力の
下、不正行為をすることが行為者にとってマイナスであるということを知するというこ
とでございます。これは倫理教育ということよりは、もうその事実と、そのことというの
が本当にいろんなその後の人生ということに影響を及ぼすんだということもしっかり理解
していただくということに尽きるのかなと思ってございます。

もちろん関係者の協力要請として、不正を幫助するような行為に関わらないように、受
験産業や家庭教師、大学生等へ協力要請するということも考えられることとござ
います。

先ほど見ていただいた資料5のほうは、この内容というのを書き下して、盛り込んでいる
要項の見直しイメージということでございます。必要に応じて御参照をお願いします。

説明は一旦ここまでとさせていただきます。

【安井主査】 ありがとうございます。大分分量のある説明を一気にしていただきま
したが、ただいまの入試センター、それから事務局からの説明を踏まえまして、大学入学
者選抜における不正行為防止策について、議論をいたしたいと思えます。

なお前回、阪口委員からは通信機器による不正行為の技術的な防止策について、複数の
方法とそれぞれコスト面を含めたデメリットを御紹介いただきました。

それを踏まえて事務局案では、技術的な対応は、不正防止対策としては盛り込まないと

いう案となっております。この点につきましては、また、阪口委員から補足すべき点があれば、これからの議論の中で、また、御意見をお願いしたいと思っているところでございます。

それでは、これからディスカッション、議論をさせていただきたいと思いますが、事前の情報で、石崎委員が途中退室ということのようでございますので、もし、これまでの御説明の中で、御意見あるいは御質問等あれば、先に石崎委員、あればの話ですがどうぞ。

【石崎委員】 ありがとうございます。まだ30分ぐらい、1時間ぐらい大丈夫かもしれないので、すいません、先に言わせていただきますけれども、よろしくお願いします。

あとは具体的などころなんですけれども、受験者対応のところ、高等学校に対して依頼をするという部分が何回かセンターのところと後のところでも出てきたと思うんですけど、ちょっと3つの観点からお話しさせていただきたいんですけど、一つは、実効性という意味で、これ、既卒生もいるわけですから、高等学校で指導しただけで意味があるのかどうかというところ。それから2つ目の観点として、指導をしてくれと言われてもその指導の内容が不正行為、何かというのを我々高等学校の側が、運営者でない者が説明するのって非常に難しいんですよ。

例えば例を挙げると、筆記用具は今格言や和歌のある筆記用具は駄目ですみたいなことは書いてあるんですけど、こういうふうに書いてあるのは大丈夫ですかとか聞く受験生、高校生もいるんですけど、神社の名前だったらオーケーなのか、会社の名前だったらオーケーなのか、無地じゃなくちゃいけないのかというのだって、私たちは聞かれても困っちゃっているという実情もあります。そういう意味で、その不正行為を注意するにしても何が不正行為かということ自体を説明するのなかなか高校側としては難しいということ。

それから3点目の観点として、先ほど大学の負担増をできるだけ避けたいという話があったけれども、高等学校の負担増という観点はあるのかどうかということですよね。前回、大学入試でやることは高校入試でも影響するし、中学入試でも影響するんですよみたいな話もさせていただいたんですけれども、じゃあ、同じように高校入試でも起こらないように中学校でもそういう指導を求めるのか、その辺は文科省の中でも整理がされているのかということも含めて、やっぱり大学の負担増だけ問題にしても高校のことも考えてもらわないと困るなというちょっと言い方はきついですけれども、そんな観点もあります。

要は不正行為の注意事項って、監督者が試験始まる前にしっかりと伝えれば済む内容のような気がするんですけれども、そういうことで何で高等学校で指導するのかなという疑問はちょっとございます。それは具体的なところの話です。

一旦以上です。

【安井主査】 ありがとうございます。この件について、何か事務局のほうで御意見があれば。

【平野大学入試室長】 ありがとうございます。今、石崎先生から、高等学校の立場から3点御指摘をいただいたところでございます。

これはもちろん既卒生の問題というのは、来年単独だけで捉えれば既卒生はということあると思いますけれども、これを複数年繰り返していく中で、どこかのタイミングで一回はそういう話を聞くということになってくるんだと思います。まず、それはできる範囲にしっかりと伝えていくということは大事なんだろうと思っています。

不正が何かということは高校には分からないし、なかなか負担というのがあるということについては、個別の大学によってルールというものが違うわけでありますので、やはり今回、入学者選抜実施要項にしっかりと、そういった不正の中身ということについて、罰則について整理をして、募集要項等において周知をすることということを盛り込むことにしておりますので、しっかりと各大学のルールに反しないように募集要項というものについて注意して読んでほしいと、こういうことを多分伝えていただくということが主たるところなのだろうと。

先ほどのことで言うと、結局三角定規を持ち込める試験とそうじゃない試験というのは違うわけですので、一律にそれをどうこうということはなかなか難しい部分というのはあるというのはおっしゃるとおりだと思いますので、それはしっかりそういうものに注意を払うようにということを伝えていただくということが大事なんだろうなと思ってございま

す。

また、これは今後のセンターのほうの検討の状況ということに依存する部分もあるわけでありませけれども、センターのほうでリーフレット等を作成しということが、行ってきた場合にはそういったリーフレットというものを共通テストのものということで活用していただくということもあり得るのかなと思ってございます。

いずれにせよ、その高校がこれによって何かまた何時間もかけて準備してどうこうといったことになることではなく、日常の指導の中で簡便に、キーワードとして伝えられるような言い方というものについては、具体的な成案が出来次第、また、我々もセンターも交えて、よく高校関係者ともお話ししていかなければいけないのかなと考えてございます。

センターのほうで補足があればお願いします。

【安井主査】 ありがとうございます。センターのほうで何か補足ありますか。

【奥田事業部長】 事業部長の奥田でございます。

今、文科省さんから御説明あったというところで、ほぼ同様というところでございますが、私どものほうの資料の2-1で提示させていただきましたとおり、受験者の対応といたしましては、リーフレット等の作成について検討しているところでございます。まだ具体的な中身は決まっておりますが、そういったものを高校側等にも御活用いただくということが一つの方策であろうかと考えているところでございます。

以上でございます。

【安井主査】 ありがとうございます。そういったリーフレットを利用して啓発を行うという方向性ということだと思えますが、ほかに御意見、御質問いかがでしょう。

では、空閑先生、お願いします。

【空閑委員】 大学側の立場から、まず、最初に一つ質問をさせていただきたい。■■■■

■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■

【安井主査】 ありがとうございます。センターのほうでお願いします。

【山口委員】 基本的に今までは受験票に記載してあることを受験生任せで、自らやっていた部分があります。そこを徹底する方法としてどうしたらいいかということで、こういう案があったんですが、御指摘のとおり、時間は一定程度、監督者の指示等がかかかります。それについては、一応、試算をしております、何とか入るという判断でこういう整理をしているという状況です。

【空閑委員】 ありがとうございます。

【安井主査】 毎時間ということになりますので、なかなか監督のほうも最初慣れないと少し大変かなという気はいたしますが、それだけ強くその防止を求めているというメッセージは出ると思いますけどね。ほかにいかがでしょうか。

【空閑委員】 室蘭工大の空閑ですけれども、もう一件よろしいでしょうか。

【安井主査】 空閑先生、どうぞ。

【空閑委員】 文科省のほうから御提案いただいた対策について、最初に基本的な考え方ということで、資料の1で5つにまとめていただいております、4つ目の丸のところ、大多数の受験生は誠実に受験しようとしているということと、その中で極めて少数の者のために過度な対策を求めることは、大学側にとっても妥当ではないと、書いていただいております。

こういう整理での基本的な考え方の中で、今回の見直し案が出てきたと理解しておりますが、この前提で整理されている以上に全体として個別具体的な大学側がやらなければならないことが、例示という形で書かれているんですけれども、具体的に記載され過ぎているのではないかと考えておりますというのが1点。それに関連しまして、個別学力試験については、前回は申し上げましたとおり、各大学において、アドミッションポリシーに基づいて自律的に実施するものでございますので、全体的なこの大学入学者選抜実施要項の中で、対策方法を過剰に定めるのは望ましくないという考えでございます。

それともう一点、先ほど山口先生から入試センターのほうの議論ということで、案を資料2のところでお示しいただいているが、それと比べて資料3、4及び5のところに出てきております、今回の大学入学者選抜実施要項のほうが、共通テストの対策案よりも、より具体的で過剰な対策案となっているのではないかと感じました。

文科省が作られた資料5のイメージについて、もう少し具体的に意見を述べさせていただきたいと思います。この資料5の見直し案のところですが、入学者選抜の公平性・公正性

の確保といったところで、丸1から丸3までまとめていただいております、これの丸1のところでは、言いますと最初の2行はそのとおりだなと考えるわけですが、この「この他」というところで、「周知することも考えられること」と書かれている部分について、ここの部分が詳細な記載になり過ぎていると感じます。

それから、その次の丸2のところも、最初の5行、「募集要項等で明示しておくこと」とここまではよろしいんですけれども、その後の「また」書きの部分で、「通信機器の試験場への持ち込みを認める場合には」、「電源を確実に切らせるとともに」はいいんですが、「その後の扱いについても説明を徹底すること」といったところが、この辺も大学の判断でやらせていただきたいということで、この要項の中には書く必要はないのではないかと考えます。

さらに、丸3の部分の最初の4行、「試験室内の巡視を十分に行うこと」といったところまではそのとおりかなと思いますが、「その際」の後から以降の細かい観点とか書かれているんですけれども、ここについてはちょっと書き過ぎではないかと感じます。

それから、最後の「また」書きの部分等につきましては、既に大学側では大学の実情に応じて人員を確保して実施しておりますので、あえてここに書く必要はないのではないかと考えております。まとめますと、今申し上げました具体の細かい部分については、削除できないかということでございます。

【安井主査】 ここは後で。

【安井主査】 ありがとうございます。今、空閑委員から、特に資料5というのは資料3を書き込んだということでございますけれども、少しそれぞれの丸1から丸3までの最後の部分は細か過ぎるのではないかと。この部分は必要かどうかという御意見をいただいたところでございますけれども、大学側としての御意見でございますので、少し大学側でまた御意見があればお願いしたいと思います。

圓月先生、手が挙がっていますかね。

【圓月委員】 ごめんなさい、圓月です。資料3-2の一番最後のところについて、質問をさせていただきたいと思います。このところですが、2のところですが、文部科学省や大学入試センターが大学と協力しながら取り組む事項として2つ挙がっています。1番目のほうはまだ理解できるんですけれども、2番目のほうの関係者への協力要請というものは、大学がどのような形で協力することを期待しているのでしょうか。

もちろん協力が必要であり、実効性があるんでしたら協力させていただくことにやぶさかではありませんけれども、受験産業や家庭教師、大学生等へという非常に幅広い形になってきますので、協力することが具体的にはどのようなことを考えておられるのか、教えていただきたいなと思いました。

これに関連して、今回のケースで不正を幫助した方に罰金が課されたという、法的な処罰が課されたということを少し仄聞しているんですけども、それはどのような法的根拠であったのでしょうか。そしてまた、それを協力要請という言葉でまとめるのがいいのかどうかということについて少し疑問も持っておりました。その辺りについてちょっと教えていただければ幸いです。

以上です。

【安井主査】 ありがとうございます。事務局のほうで。

【平野大学入試室長】 まず、1点目のほうの、2ポツの最後の協力という部分については、これは今この要項に直接書き込まれていく内容ではありませんので、具体的なそのやり方という部分については、しっかりと考えていく必要はあるわけでありましてけれども、もちろんその大学が受験産業というものとか、家庭教師と言っても大学生の家庭教師もいると思いますけれども、いわゆる職業としての家庭教師というところにアプローチをするといったことはおおよそ想定されないわけでありまして、一番考えられるのは大学生というところなんだと思います。

ただ、その大学生に何をどのような形で伝えるかということについては、我々も昨今いろんな形で大学生に周知徹底、呼びかけというものをやっているといった事例があるわけでありまして、そのような方法の中から何が効果的なのか。そしてこれも結局のところ、過大な、過剰な情報を送り込んでもあれですので、シンプルなメッセージというもので何か伝わる方法というのが何かできるのかといったところは考えていかなければいけないんだろうなと思っています。ですので、イメージは大学生という部分で、大学の力をお借りすることもあるかもしれないということでございます。

あと、先ほどの幫助者の件については、ちょっとセンターのほうからお答えいただきたいと思います。

【安井主査】 では、センター、お願いします。

【奥田事業部長】 偽計業務妨害罪ということでございますので、そちらについて申し上げますと、「虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業

務を妨害した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」と法的、刑法で定められておりますので、そちらに基づいて今回、そのような措置が取られたというところでございますが、ちょっとこれ以上につきましては、センターとしても申し上げられないというところでございます。

【圓月委員】 ありがとうございます。了解しました。

【安井主査】 ありがとうございます。いかがでしょうか、今までの御意見に対して、さらに追加で御意見をいただければと思いますが。どうぞ。

【平野大学入試室長】 すいません、先ほど空閑先生からいただいた件について、記載が詳細なのではないかといったような御指摘をいただいたところでございます。

私どもとして考えているところとすれば、もちろんその基本的なフィロソフィーということに基づいて、いわゆる例えば大学のほうに、これは技術面のコストというものがある中で機材を買えとか、どうこうといったことを求めるということは当然これは適切ではないだろうということである一方で、この資料の3に書いたことについては、これまでもある程度しっかりと行われているということなのではないかと思っております。

その中で、そのようなことをしっかりと入学者選抜実施要項に書いて、各大学にも改めて明確に意識をしていただいた上で取り組んでいただくということで、この大学入試、個別入試も含めて全体でしっかりとこの不正行為ということに取り組んでいるということを示すとともに、これは示すというのは、不正行為を行おうとしている者に対するメッセージでもありますし、また、入試の公平性、信頼性ということについて関心のある全ての者に対するメッセージでもあるわけでございます。

その観点で、具体的に資料5のほうで記載の部分はということについても言っているわけでありまして、我々としては大学が今まで行っていることの中から、過剰に何か上乗せをしているという認識は持っていないわけでありまして、こういったことについては、これをもちろん先生の大学全て間違いなく取り組まれているんだと思うんですけども、個別大学の入試というところで全ての大学に自覚をしていただけて取り組んでいただくというときに、何を一体発信して、どのような形を意識していただくのかということとして、適当な範囲ということで盛り込んでございます。

その観点からは、当該大学の次年度入学者選抜の出願を認めないことと、ここについては先ほどの法的な観点とか教育上の配慮とか、こういった問題から極めて慎重な議論を要するというところで、Pということをつけさせていただいてございますけれども、その他の部

こちらのほうはどこまでいってもこれ以上の分量になるものではないわけでありませう。

ただ一方で、センターさんのほうはあの考え方を基づいていろいろなものにはねさせていく。あの2の資料とこれだけを比べるとそういうふうに見えるかもしれませんが、その分量とか深みという部分については、必ずしもこっちのほうは細かいということではないと思っております。

その上で、私も先ほど資料5のほうを申し上げましたとおり、先生も大体仕分けておっしゃっていただいた、ここまでは当たり前だよ、その後はという部分の、その後はの部分は、まさに例えば丸1番の「この他」の部分で言いますと、「各大学の判断により」といったこと、また、入試の方法や受験者など、各大学の実情に応じてといったことにも含めてということと差をつけているところがございます。

先生の御指摘があった中で、丸2番の「また」以降です。持込みを認める場合には確実に切らせるとともに、「その後の扱いについても説明を徹底すること」というところについては、そういったような留保がついていないということでもありますけれども、場合によっては例えばこういったふうに留保をつけることもあり得るかなと思う一方で、ここは各大学の判断で、電源を確実に切らせるか切らせないかという話でもないだろうという気もいたしますし、一方で、その「説明を徹底すること」という「徹底」という言葉が何か物すごい情報提供を求められているという印象があるのであれば、この徹底という言葉についてはしっかりと説明を行うことと、説明を行うのはそれは口頭で行うのか、募集要項で行うのか、掲示をするのか、そういったことも含めた多様性があり得ると思いますので、そういった部分というのはある程度、工夫ができる部分というのはあるかなと。

つまり、今までの要項の中においても必ず各大学が原則として取り組むことと、積極的な取組に努めることが期待されることといったような仕分というのがある状態で同居をしておりますので、そういったようなところのその段階分けというのをはっきりするということもあるのかなと思っております。

【安井主査】 ありがとうございます。今までやってきたことを、大学としてはやってきていることがほとんどここに書いてあるわけですが、これまでは注意書きとして出ている、受験票に書いてあるようなことを改めてこの文言としてここへ明記されましたので、少しこういう強い口調には、文調には見えるというところはあると思いますが、今、室長から報告がありましたけど、この丸1の、その出願を認めないこととかこの辺については、まだ最終的ではないという理解でいきますと、ほかは大学の判断というところとかその周

知ということも、監督に対する周知ということも受験者の安心感といいますか、そういうものに対するメッセージをどう具現化するかという観点かなというところではありますが、これが強制的にこうしなければならないという部分は、これはやっぱり大学としてはちょっと過剰かなというふうには思いますので、書きぶりについては、今、空閑先生がおっしゃった部分について、少し検討はできるかなと思います。

【平野大学入試室長】 空閑先生おっしゃっていただいた観点で、今改めて私のほうでも見直してみますと、今回特にその不正行為というのを何とかしてというところも気持ちに乗っているということで、強い表現になっている部分ありますけれども、丸1番について、このPの部分は今まだ議論に直接なっておりませんが、かなりハードルが高いというこれまでの雰囲気からそういう前提の上で、各大学の判断によりというところである程度ここは留保があるだろうと。

一方で、その丸2番の部分は先ほど申し上げたとおり、電源を確実に切らせるとか、説明を徹底するといったあたりが物すごく大学からすると、一人一人を最後まで見なくちゃいけないんじゃないかと。もちろんそうやっていただければこしたことはないわけですけど、現実との調和もありますので、例えばその部分は電源を切らせるとか、その後の扱いについても説明を行うとか、そういうことでさらっと書いていくということはあるかなと。

丸3番の最後の部分は、大学のまさに実情に応じてということでございます。ここは再度の繰り返しで恐縮でありますけれども、こういうようなことでしっかり世の中に示されること自体が抑止にもなっていくというところがございます。

最後の部分、必要に応じて監督や巡視を補助する人員を確保することというのと、今までよりも増えるかもしれない、リスクが高まるかもしれないということの効果もあるわけありますので、大学関係者、それはわけても全ての大学、短期大学、そういうところも含めて取り組んでいくような形をつくっていくのかというところの一つのプラットフォームとしての要項でございますので、そのような位置づけというものを踏まえて、先生の御指摘も踏まえながらよく考えなくちゃいけない部分はあるんだろうなと理解をしております。

【安井主査】 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

阪口先生、何か御意見あれば。

【阪口臨時協力者】 この資料に関してですか、専門家としてですか。

【安井主査】 ええ。

【阪口臨時協力者】 まず、専門家としましては、スマートフォンを用いた不正行為に対する基本的な対策案は、大学入試センターのワーキンググループの報告のとおりだと考えています。

それで私は、皆さん今使っている4Gとかの携帯とかのネットワーク、あと5Gとかこれまでつくってきましたけど、皆さんがいつでも持っていますよね、スマホ。どこでも持って、誰とでもつながるように設計しているので、技術的対策をせずに不正行為を完全に防ぐことは不可能だと思います。

ですので、この会議の、この運営ワーキンググループの趣旨に合うかどうか分からないんですけども、あるいは5年には間に合わないとしても、不正行為を行わせない技術的な対策に関する中長期的な検討というのは、国としてやるべきかなと考えています。

皆さん、ちょっと過去を振り返ると、スマホって販売されたのは2007年です。そのときはすごく便利なツールが出てきたなと思ったと思います。最初に、公にスマホを用いたカンニングが公になったのが2011年ですから、2010年ぐらいに大体の方がスマホを持ち出したんですね。そのときに抜本的な対策は打たなかったと思うんですけども、さっき説明したように必ず高度化していきます。ですので、技術的な対策を考えていく必要はあると考えます。

第三者的な意見ですけども、以上です。

【安井主査】 そのとおりだと思います。ありがとうございます。

それでは、ほかにこの不正行為に関しましては、いかがでしょうか。

特段、御意見がないようでしたら、次へ移りたいと思うんですけども、それでは、今の協議を踏まえた上で、事務局のほうで一度チェックをしていただいて、協議会のほうに報告をさせていただくということで御了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、続いて安全対策のほうに移らせていただきます。事務局のほうから御説明をいただきます。

【平野大学入試室長】 失礼いたします。安全対策のほうでございます。安全対策のほ

うは資料の4でございます。

こちらについても、いわゆる要項に盛り込むイメージということできせていただいております。ここについては、受験生の安全というのをどう守るのかという観点からというところが中心の観点になるかと思っておりますけれども、取り急ぎ内容について説明をさせていただきます。5点挙げてございます。

各大学が取り組むべき事項ということで、試験実施当日の安全対策について、必要に応じて警察や受験生が利用する公共交通機関等と連携して対応することということでございます。これは各大学の個別選抜においても、選抜区分においても1人か2人しか来ない選抜から大規模の選抜まであるわけでございますので、ここはその実情に応じてそういった方としっかり連携していただくということ、これは当然行われていることかと思っておりますけれども、改めて記載してございます。

2つ目でございます。入試方法や受験者数など大学の実情に応じて、教職員の活用も含め、必要な警備要員を確保するとともに、試験場内の巡回を十分行うことということでございます。ここもその言葉の強さというところは同じような観点で、議論があるかと思っておりますけれども、大学の実情に応じて、教職員の活用も含めということについては、必ずしもいわゆる警備員とかそういったことじゃなくて、警備という腕章をつけて、職員が回るといったことも効果があるのではないかといった意見もどちらかであったかと思っておりますけれども、そういったことも含めてイメージしているものでございます。

3つ目でございます。例えば、連絡窓口を設置すること等により、受験生が大学に速やかに相談できるような体制を整えておくこと。これは安全に関して不安を覚えた受験生が大学に相談できる体制ということでございます。連絡窓口というのも必ず何か特別の、特設窓口を設けるということではないわけでありましてけれども、通常、大学に問合せなどがあるようなところを使っていただくということもあるんだろうと思っております。

4つ目でございます。これは従来からの話でございますけれども、自然災害や人為災害により、受験することができなかった者がいる場合には、当該受験者の受験機会の確保等に配慮することということでございます。これは従来から言われているところだとは思っております。

その上で、最後でございます。これは日常的な取組ということでございます。警察や消防等の協力の下、警備体制や救助要請等に関する危機事象発生時の対応マニュアルを定期的に見直すこと。こういったものは、この入試ということに限らず、各大学、必ずお持ち

合わせのものかと思えますけれども、こういったものについても入試に関わってくることであるということ意識していただいて位置づけるというものでございます。

取り急ぎ説明は以上でございます。

【安井主査】 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明を踏まえまして、受験生の安全対策について少しディスカッションさせていただきたいと思えます。

委員の皆様、もし御意見、御質問等あれば、お手を挙げていただければと思えますが、いかがでしょうか。空閑先生ですね。

【空閑委員】 大学側の意見として、述べさせていただきたいと思えます。

これも最初の基本的な考え方、先ほどの不正防止のときも同じような発言をしたんですけども、そこの兼ね合いもあって、最後の13ページのイメージ資料に基づいて述べさせていただきたいと思えます。基本的に(1)から(5)まで、特に受験者が安心して受験に臨めるように、各大学は次のことに取り組むことということで、基本的には強弱はあれ、今まで各大学で実施されてきたことが改めて書かれているという認識でございます。

その中で(1)、(2)、(5)につきましては、これまでやってきていたところを必要に応じて、各大学の実情に応じて、さらに強化する方法は確かに回数を増やす等、対応のしようはあるのかなという気がいたしておりますので、そこはよろしいとして、(3)、(4)については、連絡窓口を設置してと、これは基本的に各大学ではそういったことを既にやっておりますので、これ以上追加で何かやることのあるのかなというのが(3)についてです。また(4)につきましても、これまで受験機会の確保ということは、各大学、災害に対してもやってきておりますので、具体的にこれ以上どうするんだという、その具体策が、追加の部分が見えないということで、これは(1)、(2)、(5)の3つでよろしいのではないかなという意見でございます。

【安井主査】 ありがとうございます。もう少し御意見、御質問いただいて、まとめてちょっと事務局のほうから回答してもらおうと思えますが、ほかの先生方、委員の先生方いかがですかね。圓月先生ですか、どうぞ。

【圓月委員】 すいません、圓月です。丁寧な御説明いただいてありがとうございます。

特に(2)のところについて少し御質問したいと思えます。試験実施日には、ここでは「教職員の活用も含め」というのは、新たに警備員等を雇用したりする必要はないという形に入れていただいたと思うんですけども、読みようによったりしたら、教職員をさらに活

用してと理解なされる方もおられるかなと思いました。

この(2)自体が警備体制を整えることなのか、それとも試験場内の十分な巡回に努めること。この試験場内の十分な巡回と警備要員というもののなんかの関係をどのように考えておられるのか、少し補足説明いただきたいなと思いました。

以上です。

【平野大学入試室長】 ありがとうございます。圓月先生からいただいた部分、(2)番でございます。

これは、少し読み方の世界もありますけれども、あくまで必要なものを確保するということでございます。ここはもちろん警備要員を確保して、その警備要員が一体何をするのかといえば、当然、中も回るだろうということでもありますので、いわゆる体制をつくるということとその行為というところの両側面から書いたつもりでございますけれども、イメージはそういった人、それは当然教職員、警備員だけじゃないと。教職員という人がいてもいいという人たちが、一体その集まった状態で何を行うのかということの具体的なイメージとして書いたと、こういうことでございます。

【圓月委員】 了解しました。すっきりと書いていただいても、実情に応じて試験場内の十分な巡回を行うこと程度にしておいていただいたほうが、いろんな実情に合わせて対応しやすいかなというのは、個人的な印象として思いました。

以上です。

【安井主査】 ありがとうございます。空閑先生のやつは。

【平野大学入試室長】 このタイミングで空閑先生のお話についてもお答えしたいと思います。

(3)番と(4)番は、ここと(1)、(2)、(5)の違いという部分は少し私も先生の御意見というものを十分踏まえ切れていないところもあるかもしれませんが、これは今回全般的にそういうところあるわけでありまして、大学に過剰に新たな取組を求めているという趣旨で書いているものではございません。通常の大学であれば、通常行われているようなことというものをしっかりと明記していく、このようなイメージでいるわけでありまして。

一方で、この選抜実施要項については、全大学、短期大学というものも含めて対象になるものでありますので、その全大学がしっかりとそういったことに取り組むということの自覚を促すという意味においては、書く意味がある記述だと考えてございます。

その上で、ちょっと先生から補足いただくと大変ありがたいんですけど、(3)番、(4)番というところについては、まさに従来から行われることであるので、これがほかの(1)、(2)、(5)と違って差し支えるということのところが、もしもう少し補足があれば、先生、ぜひお願いします。

【安井主査】 では空閑先生、何か補足があれば。

【空閑委員】 ありがとうございます。繰り返しになりますが、(1)、(2)のところは必要に応じて警備要員を増やすとか、あるいはこれまで以上に警察とか交通機関と密接な関係を取るとか、大学側としては、これまでやってきたことに加えて、必要に応じて追加する事項というのが比較的容易に思いつき、対応できるという気がいたしますが、それに比べて(3)とか(4)のところというのは、受験機会の確保等そういったところは最大限これまでもやってきていることなので、それ以上と言われても限界ですという、意味合いです。また、(3)については、連絡窓口は既に設けているという認識でありますので、そういう意味で申し上げました。

文科省のおっしゃられるように、全ての大学が取り組むべきことということで示されているというのももちろん理解はできるんですけども、これ以上何をやるのかというところが(3)と(4)にはあるかなということで、発言をさせていただいたところでございます。

【平野大学入試室長】 ありがとうございます。空閑先生、おっしゃっていただいたように、丸1、丸2、丸5というのは比較的、日常的な営みであり、繰り返し取り組むことがイメージできるものである一方で、(3)番、(4)番というのは、ある意味、繰り返し行うというよりは、もう既に行っているものなので、これ以上、上乗せで何がというイメージを持たれたということなんじゃないかと理解いたしました。

その意味においては、これは趣旨としては、当然新たなことに取り組むべきであるということを行っているものではなくて、確実に取り組んでいただいているということをノーティスしているという記述でございます。

ここは、この辺はもう少し主査とも御相談させていただきますけど、何か工夫ができないかどうかは少し考えさせていただきたいと思います。

あとちなみにこちらの連絡といたしますか、相談体制の件については板橋委員からもいただいた意見というものを踏まえて入れさせていただいているものでございます。板橋先生のほうからまた補足があればと思っておりますけれども、一旦、私からここまでにさせ

ていただきます。

【安井主査】 ありがとうございます。それでは、板橋先生、追加で御意見あればお願いします。

【板橋臨時協力者】 ありがとうございます。実施要項のイメージですけれども、コンパクトに、結構よく織り込まれているなど私自身は感じました。

今いろいろな御指摘ありましたが、まず、私自身の見解を少し申し上げますと、2のところの教職員の活用も含めてというところは、今回のこの安全対策をここへ盛り込むというのは、この間の東京大学の前の事件を受けてということが前提となっていると思っております。

それで、校内の警備をいかに十分なものにすることからすると、既存の警備員の数だけで、場合によっては足りない場合も出てくるのだらうと思います。そのシチュエーションによりけりだと思います。

その場合、少し例示をして、

これは見せる警備で、非常に有効であると言われておりますし、警備員が必ずしも十分に確保できるとは限りませんので、それを補う一つの方法であるということで、例示的に教職員の活用も含めてという形を示しておく、一つのアイデアになるのかな、やりやすいのかなという感じがしますので、こういった一つのアイデアも入れておいたほうがいいのかと私自身は感じます。

それから連絡窓口、3番目の件ですが、これも試験当日の受験生の安全についてということでコンパクトにまとめられていますが、ここで申し上げたことは、例えば不審者や不審物を発見した場合、何か受験生が発見した場合にどのように通報したらいいのか、あるいは通報というのか届出をするというのか、そういったものも含めて窓口を明確化しておいたほうがいいのかとということで、あくまでもこれは東京大学の前の事件を受けてのことですので、やっぱり不審者、不審物を受験生が発見する場合がありますので、その場合の窓口ということも明確に整えたほうがいいのかと。もちろんこれまでも大学当局が連絡窓口を設置しているとは思いますが、この犯罪対策というものも含めて入れておいたほうがいいのかと思っております。

それから4番目のことなのですが、人為災害となると、これは事故とかそういうものが多含まれてくるのかなと。ヒューマンエラーによる災害ですね、ここに悪意を持った犯罪

が含まれるのかどうかというのが、少し調べたのですが、その人為災害の中に、悪意を持った犯罪というのがあまり含まれていないような感じがするので、一応これは別に受験生に示すものではないので、自然災害や人為的災害、あるいは犯罪等によりということを入れておいたほうがいいのかと思います。

もちろん今までも大学当局がその受験機会の確保というのは配慮してきたと思いますが、何しろその悪意を持った犯罪が起こった場合というのは、今まであまりケースとして恐らくなかったと思いますので、そこは示しておいたほうがいいのかと感じました。

あと警察、消防等、これは私も消防等を入れてくださいというお話をして、見直すことは重要かと思います。

それから、ここに入れるべきかどうか少し悩ましいところですが、前回最後に少し指摘させていただいた点なのですが、やはりもうインターネット社会、SNS社会で何かやろうとする人間が、SNS上に書き込んでから犯罪を犯すということがしばしばケースとして見られます。

ですから、これは会場となる大学が行うべきか、あるいはセンターが一括して行うべきかという議論もあるかと思いますが、やはりサイバーパトロールなど試験の数日前から実施して、予防的な観点からそうした犯罪を行いそうな書き込みなどをチェックすることも必要なのだろうかと思います。これはここに書き込むかセンターが独自で防犯対策として行うかというのはあると思いますが、それも必要かなと思っております。

以上でございます。

【平野大学入試室長】 いいですか。今、ちょっと御指摘いただいた中で、考える点多々あるわけでありましてけれども、2つちょっとお話を申し上げたいと思います。

1点は(4)番の自然災害、人為災害のところに犯罪を明記するかといったようなところでございます。もちろん今回の件というものについては、いわゆる東京大学の件というものもあるわけでありまして、一方で、津波の件というものもあったわけでありまして。

影響を受ける人数の数と、あとは実際の影響を受けるということで発災確率といいますが、そういったものを踏まえたときに、その犯罪ということがどこまで明記する対象としてふさわしいかどうかというところは、少し我々のほうとして考えさせていただきたいと思っております。

あとサイバーパトロールについては、これは現実問題相当のリソースというのを割いて行わなければいけないというところもございまして、どこまで本当に誰ができるのか、

責任を持ってできるのかといったところも含めて、これをいわゆる大学関係者とかセンターとかというところが直接担う、いわゆる体制と能力というものがあるのかというところは、私個人の今までの感覚からすると結構難しいところがあるのかなと。

これは多分各大学で行っても本当はしようがないところでありますので、ですけど、一方で、個別大学の入試は個別にいっぱい行われているものでありますので、これは個別大学が取り組んでもしようがないし、個別入試に責任を負うものではない、センターが行うというのも変な話になってまいりますので、もうちょっと根本的なところからしっかり考えてやらないとしようがないところもありますので、我々としても引き取って、少しほかの事例も参考にしながら引き続き考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【安井主査】 ありがとうございます。安全の部分ということで今5つ挙がっているところでございますが、さらに、委員の先生方で御意見等あれば、お受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

これにつきましても、安全対策でどこまで書き込むかという程度の部分もあろうかと思っております。空閑先生がおっしゃったような形で、少し大学がこれまでやっているんだけど、大学の状況に応じて、大学もいろんな規模等がありますので、その状況に応じてということが原理原則だとおっしゃっているんだろーと思っておりますので、そこを勘案してこの5項目については書きぶりで何とかなりそうな感じもいたしますので、ここは一応、こちらで御一任をいただければと思っております。これは協議会のほうに上がっていきますので、そこでまたディスカッションになるかというふうにも思っておりますので、これで引き取らせていただければと思っております。

大学としてあまり負担をかけない方向へ行かないと、基本的に53万人分の1、1人の話でありますので、ただ、起こった以上それに対してやっぱり受験生の安心感というのは与えていかなければいけないということでは、情報発信をしていかなければならないというのは皆さん御同意いただけるのではないかと考えておりますので、その方向で少しまとめができればいいかなと思っております。

この委員の先生方からいただいた内容につきましては、主査のほうで一応事務局と相談をさせていただくということで。

板橋先生、手が挙がっていますか。

【板橋臨時協力者】 1点だけちょっとよろしいですか。

前にも少しお話をしたかと思いますが、この安全という言葉ですが、日本語の「安全」という言葉には、「セーフティー」と「セキュリティー」という2つの意味が入っておりまして、セーフティーはまさに自然災害や事故、ヒューマンエラー等からいかに守るかというのがセーフティーで、セキュリティーというのは意図を持った攻撃、意図を持って攻撃してくる犯罪者やテロリストからいかに守るかというのがセキュリティーであります。

今までは、セーフティーの面では日本人はよく考えてきたわけですが、ぜひ、今回は事件を契機としているということですので、セキュリティーという概念からも考えていただければと思います。まさにここに今回入れていただいた、この5項目の中にはセキュリティーという概念が入ってきているということを考慮していただければと思います。

【安井主査】 貴重な御意見、ありがとうございます。ほか、いかがですかね。全体通して、何か御意見等ありますか。よろしいでしょうか。

長塚先生、お手がお挙がりですか。

【長塚委員】 すいません、全体としてということなんで、1つ、2つ申し上げたいんですが、今日1点目のところは実施要項の9ページの4、入学者選抜の公平性・公正性の確保の(3)で、その中にさらに細かく盛り込んでいくような構成になっているんですね。

近年は、この4番目の公平・公正性の確保のところ膨らんできまして、(4)では、合否判定の仕方についての細かいところ、例えば判定に使う資料の取り扱いについて、マスキングを施すということなどが書かれてある。非常に細かいことが、公平・公正性のところの記述につけ加わってきているんです。今日の1点目のところもそうだと思うんです。

実施要項ということで、ガイドラインとしてこういうものがあるのは、大学側としても参考になるというか、基準性があるといいんだと思うんですが、実施要項そのものの本文とは別に、各大学が参考にするようなガイドラインとして、不正行為防止についてはこういうことが重要ではないかとか、今の安全性の問題も別書きにするようなまとめにしてはいかがでしょうか。実施要項に次々と今後も付け足していくようなことは、この実施要項そのもののつくりとしていかがなものかなと以前から感じていたものですから、ちょっと申し上げました。それが1点目。

それからもう一つは、

各大学の入試で不正行為をした者が、例えば不正行為をした場合、どういう罰則があるか、どういう認識があったのかとかについて把握したいですね。あるいは今後

は高校にこういうものをリーフレットで普及するという事なんですが、受験生はどの程度こういうことをしっかり認識しているかなどについて、言わばこの防止施策エビデンスのようなものを把握した上で進めていただきたいですね。受験生が分かった上で受験に臨んでいるのかなどということについて調査もしながら、この実を上げていくことが今後は必要なんじゃないかなということを感じているところです。

以上でございます。

【安井主査】 長塚先生、貴重な御意見ありがとうございました。ほかの委員の先生方いかがですか。よろしいですか。

全般にわたって長い時間、御議論をいただきましたので、ほぼ本日の主題であります、今は安全でございますけれども、不正防止、安全対策について、基本的なところはまとまったかなと思いますので、これをまた事務局と調整して協議会のほうへ上げさせていただければと思っております。そのようなことでよろしいでしょうか。

特段、御意見が、御異議がないようですので、それでは、そのような形に進めさせていただきたいと思えます。

それでは、今日の御意見を今申し上げましたとおり、5月20日開催の大学入学者選抜協議会へ報告をいたしまして、今後協議会において取りまとめをしていただくということになります。

それでは、ほぼ時間が近づいてまいりましたので、本日のワーキンググループは以上としたいと思います。

最後に事務局から今後の日程等について、御説明をいただきます。

【平野大学入試室長】 本日はお忙しい中、大変、御議論、活発にお話ししていただきまして、誠にありがとうございました。

次回の日程は、改めてということではありますが、このワーキングについては、ひとまず今回一区切りでございます。本当に御多用の中、御協力いただきましてありがとうございました。

今、主査からお話ありましたように、入学者選抜協議会へ報告をして最終的に協議会で取りまとめの上、6月上旬には、令和5年度の大学入学者選抜実施要項等というものに反映していくということになっていくわけでございます。引き続き、お力をお借りすることがあるかと思えますので、何とぞよろしく願いいたします。

最後に情報の取扱いについて改めてお願い申し上げます。このワーキングの審査の過程

というのは非公開でございます。審議において知り得た情報については漏えいすることがないように、本日の議事の内容、資料につきましては、委員限りとしていただくということを重ねてお願い申し上げます。

議事、資料について万が一、委員の皆様方、外部から問合せがあった場合には私どものほうにお知らせをいただければ幸いです。その他、お気づきの点や追加の意見等がございましたら、事務局までメールなり電話なりで御連絡いただければ幸いです。ありがとうございました。

【安井主査】　ありがとうございました。それでは、本日の会議を終了させていただきます。御出席いただきまして、ありがとうございました。

— 了 —